

独立行政法人国立文化財機構職員の兼業に関する規程

平成19年4月1日
国立文化財機構規程第17号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立文化財機構職員就業規則第33条の規定に基づき、職員の兼業に関する取扱いについて定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 職員就業規則の適用を受ける職員をいう。
- (2) 兼業 職員が、勤務時間外において、その職以外の職を兼ね、又はその職務以外の事業若しくは業務に従事することをいう。

(兼業の許可)

第3条 職員は、独立行政法人国立文化財機構（以下「機構」という。）の公共的性格を踏まえ、職員と兼業先との間に特別な利害関係又はその発生の恐れがなく、かつ、第7条に定める兼業の要件を満たすと認められる場合で、事前に許可を得たときは兼業を行うことができる。

- 2 前項の許可は、理事長又は当該職員の所属する施設の長（以下「各施設長」という。）が行う。
- 3 各施設長が兼業を行う場合には、理事長の許可を受けなければならない。その場合、次条以下の規定の適用に関しては、各施設長を理事長と、職員を各施設長とそれぞれ読み替えて、これを適用するものとする。

(兼業の申請)

第4条 職員が兼業を行う場合には、第7条に定める兼業の要件を満たすことを事前に確認した上で、兼業許可申請書（別紙様式1）を各施設長に申請しなければならない。

(申請の特則)

第5条 前条の規定にかかわらず、職員は、次の各号に掲げる場合には、同条の申請を要しない。

- (1) 不動産等賃貸
 - 一 不動産の賃貸が次に該当する場合
 - ア 独立家屋の賃貸については、独立家屋の数が5棟未満であること。
 - イ 独立家屋以外の建物の賃貸については、貸与することができる独立的に区画された一の部分の数が10室未満であること。
 - ウ 土地の賃貸については、賃貸契約の件数が10件未満であること。
 - エ 賃貸に係る不動産が劇場、映画館、ゴルフ練習場等の娯楽集会、遊技等のための設備を設けたものでないこと。
 - オ 賃貸に係る建物が旅館、ホテル等特定の業務の用に供するものでないこと。

二 駐車場の賃貸が次に該当する場合

ア 建築物である駐車場又は機械設備を設けた駐車場でないこと。

イ 駐車台数が10台未満であること。

三 不動産又は駐車場の賃貸に係る賃貸料収入の額（これらを併せて行っている場合には、これらの賃貸に係る賃貸料収入の額の合計額）が年額500万円未満である場合

四 一又は二に掲げる不動産又は駐車場の賃貸と同様の事情にあると認められる場合

(2) 太陽光電気の販売

販売に係る太陽光発電設備の定格出力が10キロワット未満であること。

(3) 株式等の個人資産の運用

(短期間の兼業)

第6条 第4条の規定に係わらず、兼業の期間が次の各号の一に該当する場合、兼業先からの依頼状及び本人の承諾書の写しを各施設長に提出することにより許可を得ることができる。ただし、職務の遂行に支障を生じる等必要な場合には、兼業に従事させず、又は兼業に従事する日等の変更を求めることができるものとする。

(1) 兼業に従事する日数が1日以内の場合

(2) 兼業に従事する日数が2日以上6日以内の場合で、かつ、総従事時間数が10時間未満の場合

2 前項の日数の算定に当たっては、従事する日が連続している場合のほか、前後に間隔がある場合においても、あらかじめ従事する日が定まっており、当該兼業の内容に継続性が認められるときは、従事する日のすべてを合算するものとする。

3 第1項第1号又は第2号に該当する場合であっても、長期間その任期が継続する職を兼ねるときは、前条に規定する許可を受けなければならないものとする。

(兼業の要件)

第7条 職員が兼業を行う場合には、次の各号のすべての要件を満たさなければならない。

(1) 国民の疑惑や不信を招くおそれがないものであること。

(2) 兼業のために、職務の遂行に支障が生ずると認められないこと。

(3) 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響を与えると認められないこと

(4) 兼業をすることが機構職員としての信用を傷つけ、又は機構全体の不名誉となる恐れがあると認められないこと。

(5) 兼業に係る業務を行うに際し、機構の業務と誤認又は混同させる等、機構の業務運営に支障を与えるおそれがないこと。

(兼業の許可期間)

第8条 許可することができる兼業の期間は1年以内とする。ただし、法令に任期の定めがある職に就く場合は、4年を限度として許可することができる。

2 前項の兼業の期間は、許可を得て更新することができる。

(時間外の原則)

第9条 兼業は、原則として所定労働時間外に行うものとする。

(例外として認められる所定労働時間内の兼業)

第10条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる兼業で旅費等実費の範囲を超えて対価を受領しないときに限り、兼業先からの依頼状及び本人の承諾書を事前に提出することによって、職務として所定労働時間内に従事する許可を得ることができる。

- (1) 国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人及び公立大学法人の職を兼ねる場合
- (2) 学術研究を目的とする法人等の職を兼ねる場合
- (3) 機構内活動を目的とする法人等の職を兼ねる場合
- (4) 機構として、組織的、一体的に産学官連携活動や地域社会への貢献に該当すると認められる職を兼ねる場合
- (5) その他、国際交流、育英奨学、産学の連携・協力及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）別表（第2条関係）に掲げる活動を目的とする法人等の各種委員会等の業務で、著しく公益性が高いと認められる職を兼ねる場合

(兼業時の情報管理)

第11条 職員は、兼業を行う場合、業務上知ることのできた秘密を兼業先その他の機構以外の第三者に漏らしてはならない。

- 2 職員が外国での兼業を行う場合、職員は自らの責任において輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）その他必要な法令上の手続きをとらなければならない。
- 3 職員は、兼業先と雇用契約を締結する場合、必要に応じ、当該雇用契約締結時までに兼業先に対して機構における労働条件について通知しなければならない。

(兼業内容の変更)

第12条 兼業の申請を行った職員は、兼業の内容に変更が生じた場合は、速やかに第4条又は第6条に定める手続きを行わなければならない。

(機構の免責)

第13条 職員の兼業に関し、機構は一切の責任を負わない。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、職員の兼業に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(許可等の経過措置)

- 2 この規程の施行日の前日において、改正前の規定により現に兼業の許可又は承認を受けている場合は、施行日においてこの規程に定める許可があったものとみなす、無報酬の兼業の同意及び官公庁の審議会委員等の併任の承諾等についても同様とする。

附 則

この規程は、令和元年5月1日に改正し、同日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月31日に改正し、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年5月31日に改正し、令和4年6月1日から施行する。